

袖ヶ浦市地域防災計画 (案)

＜第3編 風水害等編＞ 第2章 災害予防計画

(令和3年度改訂)

風水害等編

目 次

第2章	災害予防計画	1
第1節	防災活動の啓発 《総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会》	2
1	防災知識の普及	2
2	教育訓練	5
3	調査研究	5
第2節	防災体制の整備 《総務部、福祉部、消防本部》	7
第3節	防災都市づくり 《都市建設部》	8
1	都市計画の推進	8
2	水害の予防	9
3	高潮の予防	13
4	建築物の不燃化	14
第4節	土砂災害の防止 《都市建設部、環境経済部、総務部》	15
1	危険箇所の調査把握等	15
2	土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備	15
3	土砂災害防止対策の推進	19
4	宅地災害予防	20
第5節	風害予防対策 《総務部》	21
1	台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	21
第6節	雪害予防対策 《都市建設部》	23
1	道路雪害予防対策	23
第7節	安全避難の環境整備 《総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署》	24
第8節	備蓄体制の整備 《総務部》	25
1	食糧・生活必需物資等の供給体制の整備	25
2	備蓄倉庫等の整備	25
3	水防用資機材の整備	25
第9節	緊急輸送の環境整備 《総務部、都市建設部》	26
第10節	火災予防対策 《消防本部、消防団》	27
1	出火防止・初期消火	27
2	消防力の強化	28
3	消防水利の整備	28
第11節	救援・救護体制の整備 《市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団》	29
第12節	要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部》	30

第 13 節 帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》	31
1 一斉帰宅の抑制	31
2 情報連絡体制の整備	31
3 帰宅困難者等への情報提供	31
4 大規模集客施設や駅等における利用者保護	32
5 一時滞在施設の確保	32

第2章 災害予防計画

節	項目	担当部班等
1	防災活動の啓発	総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会
2	防災体制の整備	総務部、福祉部、消防本部
3	防災都市づくり	都市建設部
4	土砂災害の防止	都市建設部、環境経済部、総務部
5	風害予防対策	総務部
6	雪害予防対策	都市建設部
7	安全避難の環境整備	総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署
8	備蓄体制の整備	総務部
9	緊急輸送の環境整備	総務部、都市建設部
10	火災予防対策	消防本部、消防団
11	救援・救護体制の整備	市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道 広域連合企業団
12	要配慮者の安全確保	企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防 本部
13	帰宅困難者等対策	企画政策部、総務部、教育委員会

第1節 防災活動の啓発 ≪総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会≫

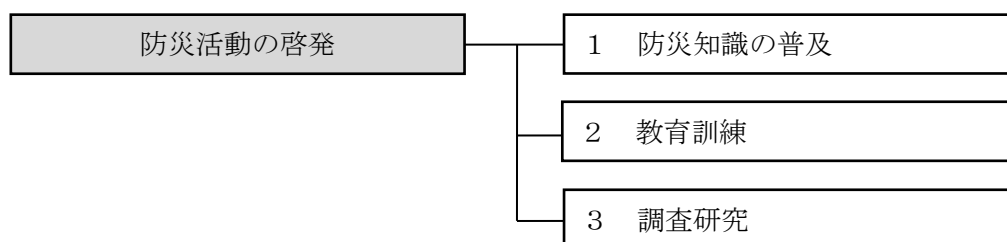
災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、平常時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため市は、千葉県や防災関係機関と連携し、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前等の時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

【体系】



1 防災知識の普及

(1) 防災教育

① 市民に対する防災知識の普及

ア 市では、災害への日頃の備えや災害時の具体的な行動等をまとめた「防災総合ガイドブック」（平成29年1月発行）を作成しており、本ガイドブックの周知と活用推進により、市民等の防災意識の向上を図る。

イ 自主防災組織や区等自治会における防災活動を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

ウ 市民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供を行う。

エ 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

オ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

カ 洪水、土砂災害、ため池決壊等によるリスク情報を一元的に把握可能なサイト（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の各種災害リスク情報を重ねて表示できるサイト）を構築し、マルチハザードのリスク認識を促す。

② 児童生徒に対する教育

ア 児童生徒に対する防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、共助の活動に関する知識を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

イ 幼少期からの防災教育は特に有効であることから、児童生徒が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、市は、千葉県、防災関係機関と連携し、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

① 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

災害時の心得として周知すべきこと

- (ア) 避難情報の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (エ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 被災世帯の心得ておくべき事項

- (カ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

千葉県による洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の公表結果をもとに、市は、ハザードマップを更新する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 河川・気象情報の提供の充実

河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供するものとする。

また、水防活動や避難行動の参考情報として、市内の雨量や河川水位情報等の収集、広報に努める。

② 実施方法

ア 広報そでがうら等の印刷物の利用

洪水防災マップや出前講座等により、防災に関する啓発を図るとともに、「広報そでがうら」や市のホームページに防災に関する記事等を掲載し、市民の防災知識の普及に努める。

イ 報道機関並びに協力団体との協力

防災知識の普及啓発を図るため、報道機関並びに協力団体に対して協力を依頼するとともに、市の災害対策について必要な情報記事の提供に努める。

ウ 映画の活用、展覧会等の開催

市民等を対象として防災に関する映画会の開催、防災展覧会の開催等を行い、市民の防災知識の普及向上を図る。

エ 学校教育

児童生徒の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

(3) 過去の災害教訓の伝承

- ① 市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- ② 市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

2 教育訓練

災害応急対策を円滑に実施するための防災に関する訓練は、本計画に定めるところによるものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めるものとする。

(1) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大規模な洪水等を予測して水防管理団体が連合し、又は千葉県が近県と連合する等関係団体が合同して実施するものとする。

① 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施する。

② 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

③ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡を取り、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市は、消防に関する計画に基づき、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、市が実施するものとする。

(3) 避難・救助訓練

市、その他の関係機関は、計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも検討する。

(4) その他の訓練

非常参集訓練、通信連絡訓練等を定期的実施する。また、国、千葉県その他関係機関が実施する訓練に積極的に協力参加し、相互の連絡を密にする。

3 調査研究

(1) 関係機関との情報交換

市は、国、都道府県、政令指定都市、その他区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

(2) 図書・資料等の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他の防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(3) 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる重要な施設については、耐震診断等の専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展にあわせて、随時防災アセスメント等を実施して、総合的な防災特性の把握に努める。

第2節 防災体制の整備 ≪総務部、福祉部、消防本部≫

大規模な災害発生時における迅速な初動体制を構築するため、平常時から防災組織・体制の整備や情報連絡体制を構築しておく。

また、市は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしい時は行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）にのっとり迅速に災害対応が出来るよう取り組む。

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第2節 防災体制の整備に準ずる。

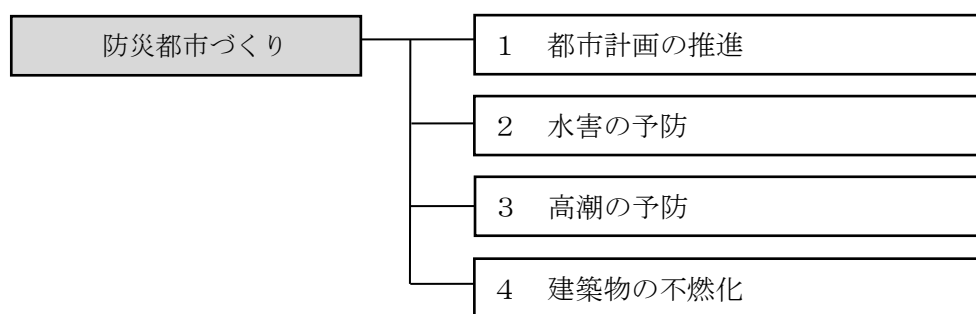
第3節 防災都市づくり 《都市建設部》

風水害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。

そのためには、河川の整備や雨水排水対策、高潮対策、建築物の不燃化等を推進する。

また、要配慮者の視点を踏まえながら防災都市づくりを推進する。

【 体系 】



1 都市計画の推進

風水害対策の基本的な方策は、市を風水害に強い都市構造に構築することである。

市としては、計画的に都市計画事業の推進を図り、かつ修復型・改良型の手法による整備をすることにより、防災都市づくりに努める。

(1) 地域地区制度の活用

市の全域が都市計画区域となっており、そのうち約 23%に当たる市域が市街化区域に指定されている。災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことである。それには秩序ある土地利用計画が基本である。

そこで、都市計画法に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を分析・解析するとともに、用途地域等の地域地区の見直しを必要により行う。

都市計画関係面積等

(令和3年4月1日現在)

都市計画区域	9,493ha	都市計画道路	44.79 km
市街化区域	2,199ha	都市公園	75 箇所
市街化調整区域	7,294ha	都市緑地（緩衝緑地含む）	116 箇所

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

地域地区別等面積

(令和3年4月1日現在、単位：ha)

第一種低層住居専用地域	484	工業専用地域	1,184
第一種中高層住居専用地域	64	第一種高度地区	140
第二種中高層住居専用地域	6	第二種高度地区	198
第一種住居地域	213	防火地域	12.2
第二種住居地域	55	準防火地域	17
近隣商業地域	21	生産緑地地区	8.03
商業地域	21	地区計画区域	213.8
準工業地域	100		
工業地域	52		

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

2 水害の予防

(1) 河川の整備

市内には、二級河川が5河川、準用河川が6河川あり、二級河川については県が管理し、逐次改修を行っている。

また、市が管理する準用河川については、これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展等に起因する水害の発生が全国的に発生しており、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや、主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設的能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要となっている。

このため、市では、更に河川の治水・安全性を高めるため、今後も調整池等も含めた河川整備を促進するとともに、二級河川については、千葉県に引き続き整備を図っていくよう要請する。

二級河川の概要

(令和3年4月現在)

水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	備 考
小櫃川	小櫃川	77,027	273.20	水位周知河川
	松川	7,200	25.60	水位周知河川以外の河川
	鎗水川	2,800	2.84	〃
	武田川	5,200	16.70	〃
浮戸川	浮戸川	9,700	25.00	〃

準用河川の概要

(令和3年4月現在)

水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (ha)	備 考
小櫃川	大月川	2,000	463	水位周知河川以外の河川
小櫃川	境川	1,550	728	〃
蔵波川	蔵波川	4,300	582	〃
久保田川	久保田川	4,870	711	〃
浜宿川	浜宿川 (支川含む)	1,105	227	〃
笠上川	笠上川	1,135	76	〃

砂防指定地域の概要

(令和2年7月現在)

水系名	溪流名	延長 (km)	面積 (km ²)
小櫃川	松川	1.6	30.94

(2) 浸水想定区域の調査及び周知

① 浸水想定区域の調査

市は、河川周辺区域での外水及び内水氾濫や海岸近くにおける高潮の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、洪水防災マップの見直し等に活用するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

② 浸水想定区域等の周知

千葉県において、令和2年5月に小櫃川水系小櫃川、松川、檜水川、武田川の想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域が公表されている。市では、令和3年度にその他の河川の浸水情報を調査し、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水による浸水想定区域の調査を進めている。今後、水害の危険性を正しく認識してもらうために、調査結果を踏まえたハザードマップを作成し市民に対し浸水予想区域に基づく避難路の確認や指定避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

③ 浸水想定区域内の事業所等（要配慮者利用施設又は大規模工場等）対策

ア 本計画において定める事項

市は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等が立地する場合で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法等を本計画に定めるものとする。

イ 要配慮者利用施設における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法に基づき避難確保計画を作成するとともに、

計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した計画について市長に報告するものとする。市長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の水害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、水防法第15条の2に基づきその旨を公表することができる。

ウ 大規模工場等における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、水防法に基づき浸水防止計画を作成するとともに、計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

浸水想定区域内の事業所等（要配慮者利用施設、大規模工場等）における規定

事業所等	要配慮者利用施設	大規模工場等※
措置の義務付け	義務 (市長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市への報告

※ 大規模工場その他の施設であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

- ④ 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

※洪水予報河川

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川をいう。国土交通省又は都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。

(3) 雨水排水対策

宅地開発による雨水の流出量の増加に対処するため、「袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱」及び「袖ヶ浦市宅地開発事業に伴う雨水排水基準」に基づき、排水施設の整備のほか、調整池、貯留浸透施設等の設置について千葉県と連携して対策を推進する。

(4) 避難準備措置の確立

① 避難情報の発令基準の設定

ア 避難情報の発令基準

市は、水害等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川・水位周知河

川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

イ 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす水害等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。千葉県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

② 避難情報の発令

ア 避難情報の発令

市長は、豪雨等により河川の水位が上昇し、溢水あるいは破堤により水害発生危険性が高まった場合には、速やかに避難情報を発令し、市民の生命又は身体を災害から保護する。

イ 千葉県や国への助言の求め

市長は、避難情報の発令に際して、気象情報や河川、海岸の水位情報等を活用し、空振りをおそれず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を千葉県や国に対して求めるものとする。

ウ 避難情報の伝達文

避難情報を発令する際には、市民がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害がどの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を定めておくものとする。

なお、伝達にあたっては、避難情報に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動を具体的に分かりやすく伝えるなど、市民の早期避難に結び付く対策を講じておくものとする。

※資料編 資料4-5 災害に関する広報文例

3 高潮の予防

海岸の大部分は、工業用地としての埋立により直接高潮、津波による住家への危険は少ないものと思われるが、昭和31年の海岸法制定以来海岸保全区域の指定を受け防潮対策が国によって行われている。今後も逐次改修工事を行うよう要請するものとする。

国土交通省所管海岸保全区域

(令和3年3月現在)

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長 (m)
東京湾	袖ヶ浦	奈良輪	501

(1) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

① 災害予防計画目標

ア 火力発電設備	A. P+4.0m (T. P+2.87m)
イ 送電設備	A. P+4.7m (T. P+3.57m)
ウ 変電設備	A. P+4.7m (T. P+3.57m)
エ 配電設備	A. P+4.0m (T. P+2.87m)

※A. P : 荒川工事基準面、T. P : 東京湾平均海面

② 防災施設の現況

ア 火力発電設備 護岸の築造

(ア) 袖ヶ浦火力発電所	A. P+5.0m (T. P+3.87m)	(護岸)
(イ) 袖ヶ浦火力発電所隣接地区	A. P+3.6m (T. P+2.47m)	(護岸)
	A. P+4.6m (T. P+2.87m)	(護岸)

イ 送電設備

最高潮位 A. P+5.0m (T. P+3.87m) を目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

ウ 配電設備

A. P+4.0m (T. P+2.87m) 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

③ 防災事業計画

ア 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に達し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、発電所本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については防潮堤の築造をも考慮する。

イ 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

ウ 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむを得ない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

エ 配電設備

A. P+4.0m (T. P+2.87m) 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

オ 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

4 建築物の不燃化

市では、防火・準防火地域の建築物の規制等により被害発生防止に努めているが、火災の防止という点では十分といえない状況にある。

このため、市街地における延焼防止対策及び市有施設の不燃化に関しての施策を推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、用途地域との整合を図るとともに、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

このうち防火地域は、集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の集合する地域」、「避難路及び避難地周辺地区」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域において、指定の要件が整ったところから行うものとする。

防火・準防火地域指定状況

(令和2年3月31日現在)

	防火地域	準防火地域
袖ヶ浦市	12.2ha	17ha

(2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行っており、また、同法第23条には外壁の延焼防止の構造内容が規定されているため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置について指導する。

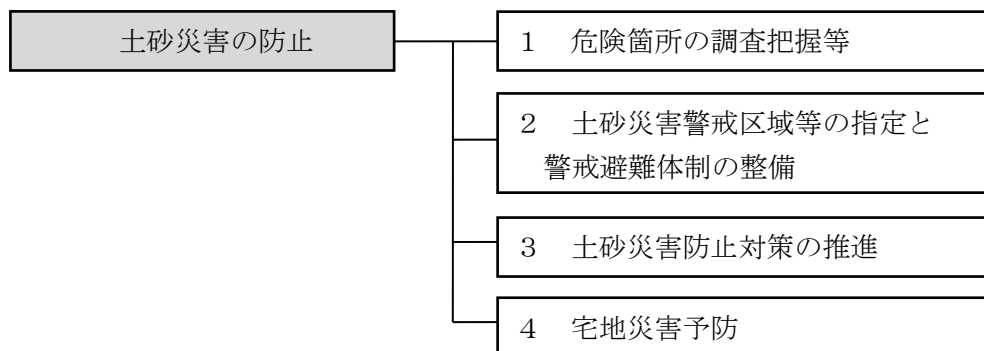
(3) 市営住宅の耐火構造化

市が建設する市営住宅は、現在は簡易耐火構造であるが、今後は耐火構造とする。

第4節 土砂災害の防止 ‹都市建設部、環境経済部、総務部›

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の状況を把握し、警戒避難体制の整備等を図る。

【 体系 】



1 危険箇所の調査把握等

(1) 危険箇所の調査把握

市は、大雨等により土砂災害の発生のおそれのある箇所について、危険箇所や施設等の状況を把握するため、千葉県及び関係機関との土砂災害合同点検等により状況の把握に努める。

(2) 危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、自治会への回覧、ホームページにより周辺住民に対し、周知に努める。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

千葉県及び市は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定手続を推進する。

市は、土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の周知を図るとともに、「がけ地崩壊対策事業補助金交付制度」及び「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」に基づき対策工事、移転対策を推進する。

※資料編 資料 1-10 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

千葉県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂

災害特別警戒区域」]として指定する。区域の概要は、次のとおりである。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	・土砂災害のおそれのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） ・住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

(2) 指定状況

市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は次のとおりである。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

(令和3年4月1日現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
指定箇所数	178	6	0	184	174	5	0	179

資料：千葉県河川環境課

(3) 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

① 土砂災害に関する情報の収集

千葉県及び市は、平常時から土砂災害警戒区域等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測される時は、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

② 警戒体制の整備

ア 市及び千葉県は、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測される時は、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候についての的確に把握す

るものとする。

イ 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 災害時における指揮命令伝達体制、職員の動員配備体制及び雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の情報収集伝達体制等の点検整備を図るものとする。

エ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

③ 避難体制の確立

ア 避難情報の発令

市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に緊急安全確保、高齢者等避難、避難指示を発令する。特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて銚子地方気象台、千葉県等に助言を求めるものとし、千葉県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平常時から、銚子地方気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

イ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

ウ 具体的な避難指示の発令基準を設定

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市内をいくつかの区域に分割した上で、情報土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

エ 市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開錠・開放していることが望ましいが、避難のための猶予時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

オ 土砂災害危険箇所周辺地域等では、区等自治会などの単位で同一の避難行動をとることを原則とするとともに、警戒、避難救護の方法等を明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。

カ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

キ 市は、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の整備及び避難誘導方法等を定めるとともに、これらの情報を網羅したハザードマップの作成や広報紙等により市民に対して周知を図る。

(4) 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策

① 本計画において定める事項

市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）が立地する場合で、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については避難指示の伝達方法を本計画に定めるものとする。

② 避難確保計画の作成

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法に基づき避難確保計画を作成するとともに、作成した計画について市長に報告するものとする。

ただし、市長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、土砂災害防止法第8条の2に基づきその旨を公表することができる。

③ 防災訓練の実施等

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

④ 避難情報の伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難情報の周知を図る。

(5) 土砂災害警戒情報等の発表及び情報伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険性が非常に高まったときに、市長が避難情報の災害応急対策を適時適切に行えるよう、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

① 発表対象及び単位

発表対象は、土砂災害の危険性が認められない浦安市、九十九里町、長生村、白

子町を除く 50 市町村が発表の対象となり、発表単位は市町毎とする。

② 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、市民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね 2 時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

③ 土砂災害時における防災情報伝達のあり方の検討

市は、土砂災害警戒情報等を市民に確実に伝達し避難を促すために、エリアを限定した積極的な情報伝達を行うなど、確実性・実効性を高めるための情報伝達のあり方について検討を行う。

(6) 土砂災害に対する防災訓練の実施

市は、土砂災害発生のおそれが高まったときに、市民が土砂災害のおそれのある区域を認識し、躊躇なく避難行動を起こせるよう、土砂災害警戒区域等が示されたハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した防災訓練の実施を推進する。

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 急傾斜地崩壊対策

① 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定基準

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

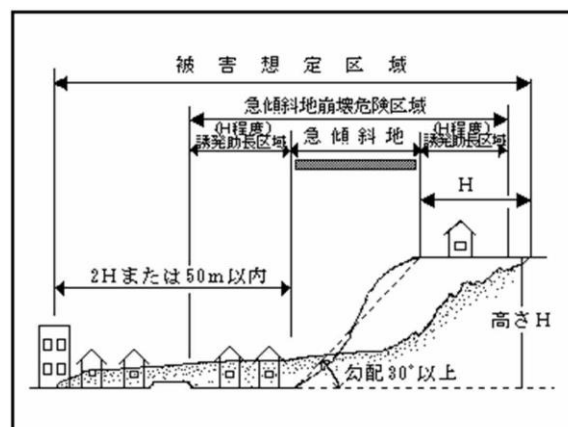
千葉県は、市町村と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の(ア)～(ウ)の全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
(イ) 急傾斜地の高さが5 m以上のがけ
(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



ウ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

令和 3 年 4 月 1 日現在で 17 箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。

※資料編 資料 5-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

エ 行為の制限

千葉県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

オ 防止工事の実施

千葉県及び市は、新たに急傾斜地崩壊危険区域が指定された場合において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものについて、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(2) 山地災害の防止

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

千葉県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施している。

現在、市では山地災害危険地区のうち、雨や地震等の影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある山腹崩壊危険地区が39箇所あるが、緊急度が高く、かつ地域住民の協力が得られたものから、治山事業による崩壊防止工事の実施を千葉県に要請していくものとする。

※資料編 資料5-3 山腹崩壊危険地区一覧

4 宅地災害予防

(1) 安全な宅地の確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、市は、都市計画法に基づく開発許可制度や法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する事業であり、市は、危険住宅の移転の促進に努める。

※資料編 資料1-9 袖ヶ浦市がけ地崩壊対策事業補助金交付要綱

※資料編 資料1-10 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

第5節 風害予防対策 ‹総務部›

台風や、冬の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

【 体系 】

風害予防対策

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、次について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次の表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発

気象情報	内容
	生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風・竜巻等による風害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

② 発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

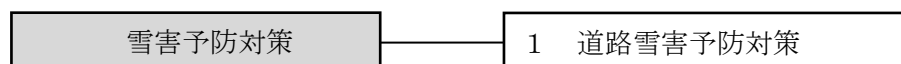
③ 発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第6節 雪害予防対策 《都市建設部》

市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれることを鑑み、道路凍結を防止又は軽減するための対策を行う。

【 体系 】



1 道路雪害予防対策

(1) 事前対策

道路雪害予防対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ① 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- ② 関係業者との連絡系統の確立
- ③ 路面凍結防止剤の備蓄
- ④ 関係業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- ⑤ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- ⑥ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は、次の各号により実施するものとする。

① 除雪作業

市の機材やトラック類等を使用するとともに、関係業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

② 路面凍結の防止

路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

③ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

第7節 安全避難の環境整備 ≪総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署≫

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第4節 安全避難の環境整備に準ずる。

第8節 備蓄体制の整備 <<総務部>>

災害応急対策においては、水害や土砂災害等により住宅を失った市民のための災害救助用食糧や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意しなければならない。

しかし災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資はあらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要がある。

【 体系 】



1 食糧・生活必需物資等の供給体制の整備

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第5節 備蓄体制の整備－1 食糧・生活必需物資等の供給体制の整備に準ずる。

2 備蓄倉庫等の整備

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第5節 備蓄体制の整備－2 備蓄倉庫等の整備に準ずる。

3 水防用資機材の整備

(1) 現況

水防倉庫の整備状況は、次の資料編に示すとおりである。

※資料編 7-6 水防倉庫及び水防用資機材

(2) 整備目標

市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材について、あらかじめ必要な量を想定し、準備しておくものとする。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

第9節 緊急輸送の環境整備 <総務部、都市建設部>

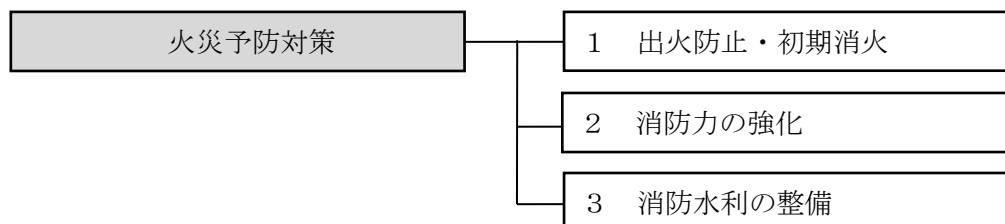
地震・津波編－第2章 災害予防計画－第6節 緊急輸送の環境整備に準ずる。

第10節 火災予防対策 ≪消防本部、消防団≫

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章 第1節「大規模火災対策」に、林野火災を想定した対策については、同第2節「林野火災対策」によるものとする。

【 体系 】



1 出火防止・初期消火

(1) 出火防止

① 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、区等自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、火災時には、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の消火の心得の普及及び徹底を図る。

また、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

さらに、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

一般家庭に対する火災予防指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、火を使用する器具周辺に可燃物をおかないこと、避難前に元栓を閉める等の指導を行う。
- イ 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 消火器、住宅用火災警報器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防週間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
特に、寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者、身体障がい者（児）等要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

② 職場に対する指導

職場に対する火災予防指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- カ 百貨店、旅館、雑居ビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・事業所等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 消防力の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等の風水害等が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により消防計画の充実及び消防力の強化に努める。

(1) 消防力の強化

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第10節 火災予防対策－2 消防力の強化－

(2) 消防力の強化に準ずる。

3 消防水利の整備

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第10節 火災予防対策－3 消防水利の整備に準ずる。

第11節 救援・救護体制の整備 ≪市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団≫

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第9節 救援・救護体制の整備に準ずる。

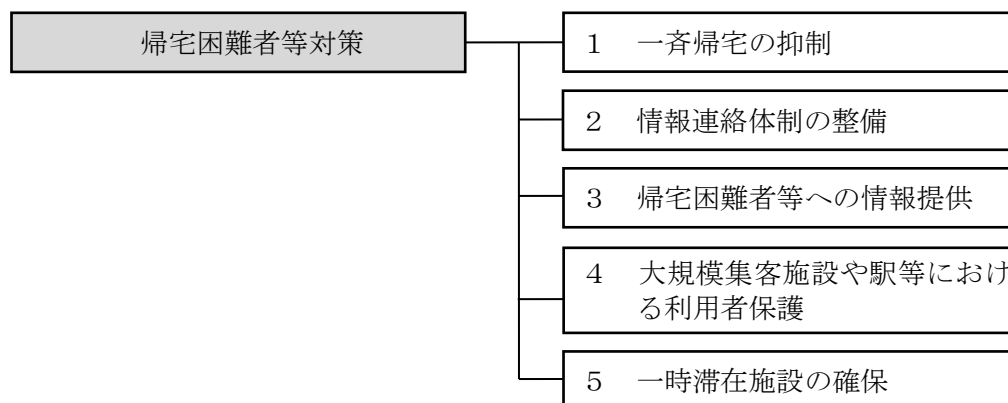
第12節 要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部》

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第10節 要配慮者の安全確保に準ずる。

第13節 帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》

帰宅困難者等対策については、風水害の場合は、地震・津波発生時に比して、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

【 体系 】



1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。

また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を活用するなど、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報について、防災行政無線や広報車、生活安全メール、SNS、ホームページ等を活用して主体的に提供していく。

4 大規模集客施設や駅等における利用者保護

(1) 利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(2) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、災害発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

5 一時滞在施設の確保

市は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受入れるための一時滞在施設を確保する。